

調査協力減算制度に係る規則案及び運用方針案の概要

背景

事業者が公正取引委員会の事件調査に協力するインセンティブを高めることにより、効率的かつ効果的な事件の真相解明、違反行為の排除、抑止を図るため、課徴金減免申請の順位に応じた減免率に加え、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を適用する制度（調査協力減算制度）の導入

【令和元年独占禁止法改正法（令和元年法律第45号・令和元年6月公布）】

調査開始	申請順位	課徴金減免制度	調査協力減算制度
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	50%→20%	
	3～5位	30%→10%	
	6位以下	なし→5%	
後	最大3社 (調査開始日前を含め 最大5社まで)	30%→10%	+最大20%
	上記以下	なし→5%	

規則案のポイント

- 協議の申出期限は、減免申請を行った旨の通知（5項通知）を受けた日から起算して10開庁日を経過する日まで
- 事件の真相の解明に資する事項として八つ規定（違反行為の対象となった商品又は役務・違反行為の態様・違反行為の参加者等）
- 減免申請の方法をファクシミリから、電子メールに変更（*）

（*）減免申請の順位は、課徴金の減免に係る報告書が添付された電子メールが公正取引委員会に到達した順番による。

なお、減免申請者側のメールシステムの設定又は運用ルールによっては、公正取引委員会に電子メールが到達するまでに時間を要する場合又は届かない場合がある。また、減免申請者が送信した電子メールにウイルスが含まれている場合には、公正取引委員会は当該電子メールを受信できない。そのため、電子メールを送信した際には、課徴金減免管理官に対して受信の有無を電話で問い合わせることをお勧めする旨をウェブサイト上で周知する予定。

- その他必要な規定の整備

調査協力減算制度に係る規則案及び運用方針案の概要

運用指針案のポイント

【協議・合意】

- 協議において、公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じることが必ず説明内容に盛り込まなければならない
- 公正取引委員会からの追加報告等の求めに応じて把握した事実等も、新たな事実等の把握として評価し得る
- 特定割合についての合意と、上限及び下限についての合意があるが、公正取引委員会は、通常、上限及び下限についての合意の求めを行う

【評価方法】

- 事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ（*）、事業者が行った報告等の内容が、
 - ①具体的かつ詳細であるか否か
 - ②「事件の真相の解明に資する」事項について網羅的か否か
 - ③当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否かの要素を考慮する。

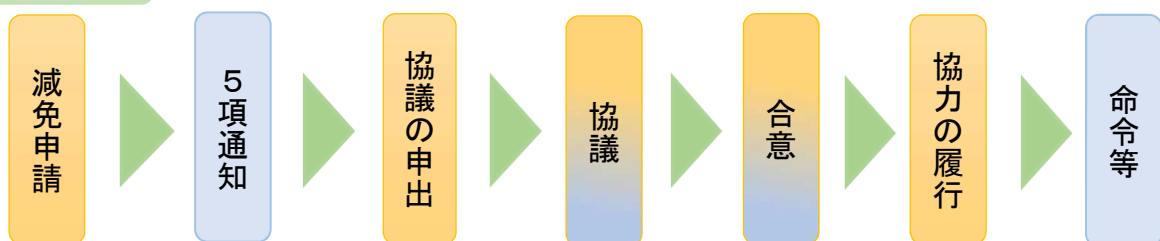
（*）例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる事件の真相の解明に資する事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した報告等事業者の違反行為への関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否かを踏まえることとなる。

【減算率】

- 上記考慮要素を満たす数に応じて、減算率を決定する。

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い（全ての要素を満たす）
20%	10%	中程度である（二つの要素を満たす）
10%	5%	低い（一つの要素を満たす）

手続の流れ



調査期間を通じて、公正取引委員会は事業者との密接なコミュニケーションを行う。